

1 1 感染症予防

◆ 感染症予防

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づき、感染症に対して患者の人権を尊重しつつ迅速かつ適切に対応し、感染症に関する正しい知識の普及、情報の収集、整理、分析及び提供を行った。

(1) 感染症対策

感染症法に基づいて、感染症の発生の予防及びそのまん延防止のため健康診断、消毒指導などを行った。感染症発生動向調査等により感染症に関する情報を収集し、医療機関等へ情報提供を行うことで、正しい知識の普及に努めた。

ア. 感染症発生状況

感染症法で定める全数把握感染症の届出状況は、表1から表3のとおりである。

なお、一類感染症及び二類感染症(結核を除く。)の届出はなかった。

表1 三類感染症届出状況

感染症名	人数
腸管出血性大腸菌感染症	14(－)

注：()は、推定される感染地域が海外の場合の再掲

表2 四類感染症届出状況

感染症名	人数	感染症名	人数
レジオネラ症	10	つつが虫病	2
デング熱	1(1)	日本紅斑熱	2
			計 15(1)

注：()は、推定される感染地域が海外の場合の再掲

表3 五類感染症(全数報告)届出状況

感染症名	人数	感染症名	人数
梅毒	39	侵襲性肺炎球菌感染症	7
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	6	アメーバ赤痢	3
ウイルス性肝炎	2	急性脳炎	2
クロイツフェルト・ヤコブ病	2	後天性免疫不全症候群	2
水痘(入院例に限る)	2	ジアルジア症	1
侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	破傷風	1
			計 68(－)

注：()は、推定される感染地域が海外の場合の再掲

イ. 集団発生状況

インフルエンザ様症状による学級閉鎖等の防疫措置(令和4年度中2022/2023シーズン)は、令和4年9月5日から実施された。令和4年度末日までの、市内での学級閉鎖等の発生は表4のとおりである。なお、令和3年度以前のシーズンの状況は、表5のとおりである。

表4 インフルエンザ様症状による防疫措置状況(延べ数) (2022/2023 シーズン)

施設区分	施設数				患者数	欠席者(再掲)
	計	休校	学年閉鎖	学級閉鎖		
保育所	—	—	—	—	—	—
幼稚園	1	—	—	1	5	5
小学校	3	—	—	3	26	22
中学校	2	—	—	2	26	26
高等学校	1	—	—	1	16	16
その他	—	—	—	—	—	—
計	7	—	—	7	73	69

注：シーズンの年度末までの状況

表5 過去のインフルエンザ様症状による防疫措置状況(延べ数)

シーズン	2017/2018	2018/2019	2019/2020	2020/2021	2021/2022
施設数	177	110	103	—	—
患者数	2,550	1,468	1,244	—	—
欠席者(再掲)	2,106	1,315	1,109	—	—

注：各シーズンの年度末までの状況

ウ. 感染症の発生動向調査及び情報提供

感染症に関する情報を指定届出機関から収集し、基幹地方感染症情報センターで分析した結果を医療機関、教育委員会、市民等に提供した。

【指定届出機関 12 医療機関】

- ・小児科定点 9 定点 ・STD(性感染症)定点 4 定点 ・疑似症定点 2 定点
- ・内科定点 6 定点 ・眼科定点 2 定点 ・病原体定点 3 定点
- ・インフルエンザ定点 9 定点 ・基幹定点 1 定点

エ. 一般市民への啓発

感染症予防に関する正しい知識を普及するための出前講座の受付をしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施の実績はなし。

(2) 特定感染症予防対策

エイズを含めた性感染症の予防対策として、検査及び知識の普及啓発を実施した。

ア. エイズ等相談及び検査

世界エイズデーにあわせて12月8日夜間にHIV及び梅毒の検査を行った。

表1 相談及び検査件数等

検査項目			HIV相談
HIV	梅毒	クラミジア	来所・電話
9	9	—	16

注：令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりクラミジア検査未実施

イ. 普及啓発事業

エイズを含めた性感染症予防のため、キャンペーン事業を実施した。

世界エイズデー関連事業としてボランティア団体との共働によるレッドリボンツリー設置を行った。

世界エイズデー関連事業

実施行事名	協力機関	内容
広報活動 報道機関発表	各新聞社	世界エイズデー関連事業紹介
レッドリボンツリー設置 11月25日～12月23日	国際ソロプチミスト豊田	レッドリボンをアレンジしたツリーの設置(市役所東庁舎1階)
エイズ検査 夜間検査：12月8日		HIV検査

ウ. 肝炎ウイルス対策事業

感染症法に基づき、陽性者を早期発見し、早期治療に結びつけるため、市内在住で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがなく、肝炎に対する感染不安のある方に対し、市内の協力医療機関において、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施している。

表2 肝炎ウイルス検査実施状況

受検者数	B型陽性者数 1)	C型陽性者数 2)	協力医療機関数
169	2	3	102

注 1) B型肝炎ウイルス検査において「陽性」と判定された人

2) C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された人

エ. 肝炎ウイルスフォローアップ事業

B型肝炎ウイルス検査において「陽性」と判定された人及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された人について、重症化の抑制を図るために、肝疾患専門医療機関への受診勧奨をし、適切な検査や治療等に繋げることを目的に、豊田市肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業を実施している。

表3 フォローアップ事業対象者数

同意年度	B型	C型	B型+C型	計
令和4年度	22	8	—	30

(3) 新型コロナウイルス感染症

令和4年9月26日から全国一律で感染症法に基づく発生届の対象者が限定され、発生者数の報告が診療検査医療機関等からの日次報告に変更された。感染者数は、令和4年8月と12月のピーク時には1日の発生件数が1,100件を超え、死者数も増加した。

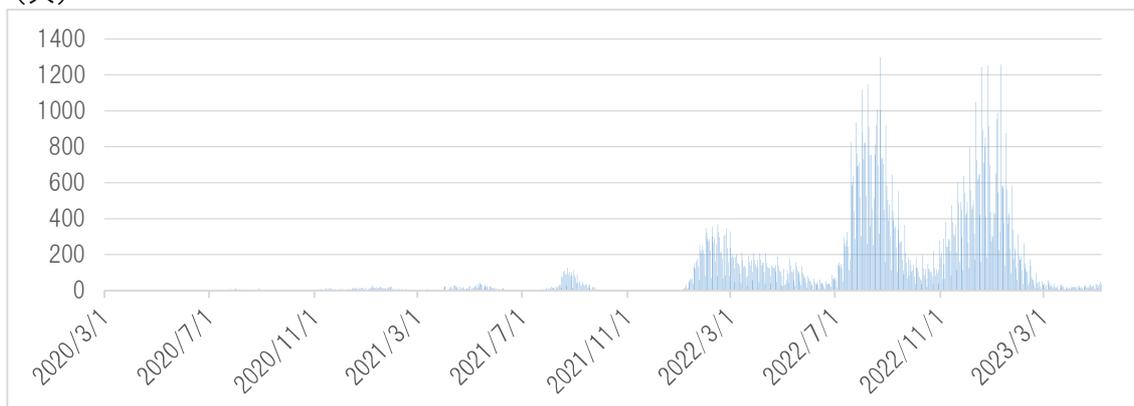
ア. 発生状況

表1 新型コロナウイルス感染症感染者数※

年度	4
感染者数	95,166
死者数	102

※令和4年9月25日までは発生届件数、令和4年9月26日以降は日次報告件数にて集計

(人)



イ. 検査実施件数(行政検査)

当初は、行政検査を帰国者・接触者外来で実施していたが、令和2年10月26日からは診療・検査医療機関等で実施した。

表2 行政検査件数

年度	4
件数(延)	221,633

※事務手数料除く

ウ. 相談件数(ワクチンコールセンター除く)

一般相談に対して「電話相談窓口」、発熱等症状のある方に「受診・相談センター」にて相談対応を行った。令和4年8月1日以降、保健所による健康観察対象者をハイリスク者に限定し、「自宅療養者専用相談窓口」を開設した。令和4年9月26日以降は、各種相談窓口を「新型コロナ相談センター」に一元化した。

表3 相談件数

年度	4
件数(延)	56,244

エ. 集団発生(クラスター)対応件数

施設内で10人以上の感染者が発生した集団発生(クラスター)施設に対し、感染対策の助言・指導を行った。また、愛知県に「医療体制緊急確保チーム(DMAT)」派遣を依頼し、施設の感染対策の強化に努めた。令和4年9月26日以降は、集団発生の対象施設を医療機関と高齢者施設に限定した。

表4 集団発生¹⁾(クラスター)件数

年度	元	2	3	4
件数(延)	-	5	41	109
DMAT派遣数	-	3	2	19

注 1) 医療機関、高齢者施設、福祉施設、保育施設・教育機関、飲食店、事業所、民間施設にて発生した集団発生を計上

表5 集団発生（クラスター）施設内訳

年度	4
医療機関	21
高齢者施設	49
福祉施設	3
保育施設・教育機関	36
合計	109

オ. 療養者への支援事業

新型コロナウイルス感染症による療養者等に対して、配食サービスの提供、パルスオキシメーター（以下「POM」という。）の貸出、補助金の交付による医療提供の推進、療養証明書の発行などの事業を実施した。

表6 療養者への支援事業の件数

年度	2	3	4
配食サービス（食数）	1,283	49,488	118,019
POMの貸出（件数）	38	5,554	9,743
医療提供（件数）	-	12,608	87,944
療養証明書（発行数）	313	6,013	18,086

カ. 新型コロナウイルスワクチン接種事業

新型コロナウイルス感染症の発症及び重症化を予防するため、令和3年4月から新型コロナウイルスワクチン接種を実施し、8割以上の市民が1・2回目の接種を完了した。さらに、令和3年12月から追加接種が開始され、令和4年10月からは5回目接種を実施している。

表7 新型コロナウイルスワクチン接種の接種回数及び接種率（令和5年4月2日時点）

接種の種類	接種回数（接種率）					
	0歳～4歳	5歳～11歳	12～64歳	65歳以上	年齢不明	全体
1回目接種	294回 (1.7%)	3,633回 (13.4%)	234,231回 (84.3%)	96,120回 (96.7%)	5,830回 (…)	340,108回 (80.7%)
2回目接種	272回 (1.6%)	3,493回 (12.9%)	233,383回 (84.0%)	95,961回 (96.6%)	5,630回 (…)	338,739回 (80.4%)
3回目接種	138回 (0.8%)	1,369回 (5.0%)	179,086回 (64.4%)	92,787回 (93.4%)	3,059回 (…)	276,439回 (65.6%)
4回目接種	.	.	84,187回 (30.6%)	83,456回 (83.0%)	1,321回 (…)	168,964回 (45.0%)
5回目接種	.	.	13,575回 (5.4%)	62,876回 (62.6%)	305回 (…)	76,756回 (21.9%)

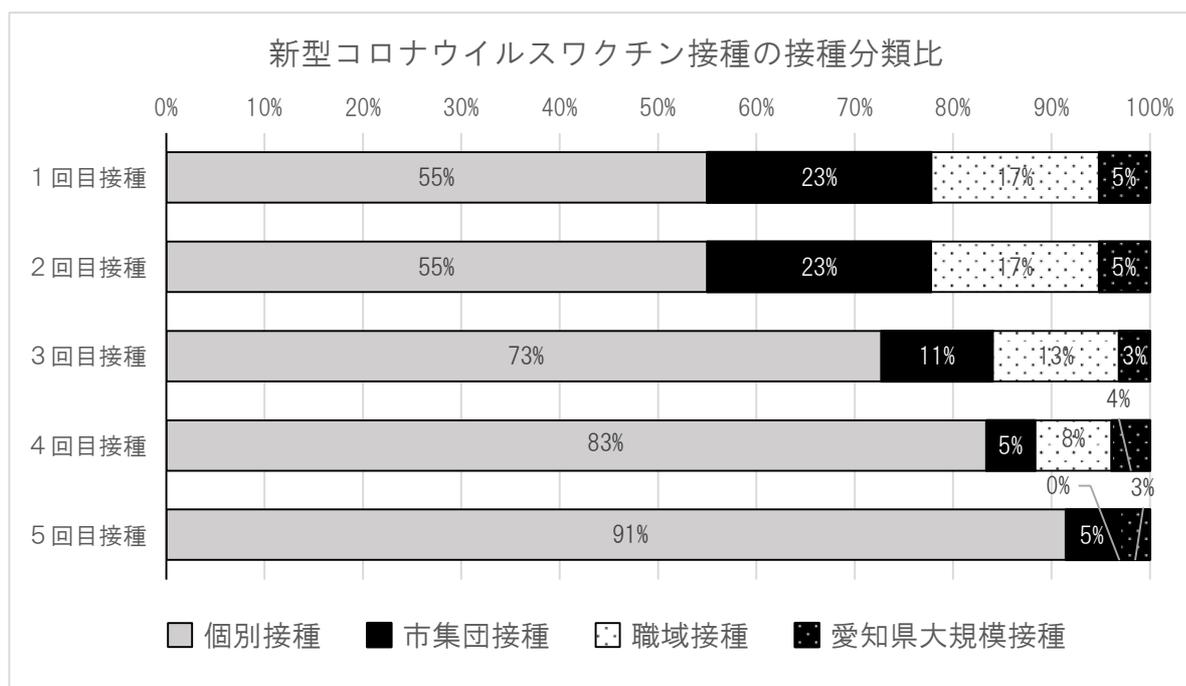
注：接種率の母数は、1～3回目は令和3年4月1日時点の対象者人口、また、4・5回目は令和4年4月1日時点の対象者人口。なお、5回目接種の対象者は18歳以上で算出している。

表8 新型コロナウイルスワクチン オミクロン株対応ワクチンの接種回数及び接種率（令和5年4月2日時点）

接種の種類	接種回数（接種率）			
	12歳～64歳	65歳以上	年齢不明	全体
オミクロン株対応ワクチン	88,933回 (32.3%)	72,335回 (72.0%)	491回 (…)	161,759回 (43.1%)

※接種率の母数は、令和4年4月1日時点の対象者人口

表9 新型コロナウイルスワクチンの接種分類比（令和5年4月2日時点）



◆ B型・C型肝炎患者医療給付事業

インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療等にかかる医療費助成として、B型・C型肝炎患者医療給付事業申請受付と県への進達事務を行った。

（各年度末現在）

年度	申請数				
	30	元	2	3	4
B型肝炎(新規)	18	25	8	21	26
B型肝炎(更新)	155	156	70	147	154
C型肝炎(新規)	58	61	28	28	35

注：新型コロナウイルス感染症の特例措置により、令和2年3月1日～令和3年2月28日に有効期間が満了する者は有効期間が1年間延長したため、一時的に申請件数が減少

◆ 結核予防

感染症法に基づき、定期及び接触者の健康診断を実施し、結核患者の早期発見に努めている。また、発見した患者の服薬支援を行うとともに接触者の健康診断の徹底を図ることで二次感染予防に努めて

いる。

(1) 健康診断実施状況

ア. 定期健康診断

感染症法第 53 条の 2 の規定に基づき、学校、事業所、市町村長等が定期の健康診断を行った(表 1)。また、定期健康診断の確実な実施を図るため、学校長及び施設の長が行う定期の健康診断に要する費用(胸部エックス線撮影の経費)について同法第 60 条により補助を行った。令和 4 年度の補助対象数は 14 法人(29 施設)、うち、学校が 5 法人(6 施設)である。

表 1 定期健康診断実施状況 (令和 4 年度)

	対象人数	受診者 (A)	受診率	間接 撮影者数	直接 撮影者数	発見者数			
						結核患者 4)		予防内服 5)	
						数(B)	率(%)	数(C)	率(%)
総数	121,636	41,617	34.2	939	40,678	—	—	1	0.002
事業所従事者 1)	12,531	11,944	95.3	436	11,508	—	—	—	—
学生・生徒 2)	6,831	6,805	99.6	377	6,428	—	—	—	—
施設入所者	1,769	1,690	95.5	126	1,564	—	—	1	0.059
その他 3)	100,505	21,178	21.1	—	21,178	—	—	—	—

- 注 1) 事業所従事者は、医療機関・学校・介護老人保健施設・社会福祉施設の従業員
 2) 学生・生徒は高校・大学等の入学時のもの
 3) その他は 65 歳以上の者(肺がん検診・胸部エックス線検査受診者数)
 4) 「結核患者」欄の率は、(B) / (A)
 5) 「予防内服」欄の率は、(C) / (A)

イ. 接触者健康診断

患者家族等に対しては、同法第 17 条の規定に基づいて接触者の健康診断を行った(表 2)。健診の結果、令和 4 年度は結核患者、潜在性結核感染症ともに診断された者はなかった。

表 2 接触者健康診断受診状況 (令和 4 年度)

	対象人数	受診者 (A)	受診率	発見者数			
				結核患者 1)		潜在性結核感染症 2)	
				数(B)	率(%)	数(C)	率(%)
総数	121	120	99.2	1	0.8	9	7.5
患者家族	60	60	100.0	1	1.7	7	11.7
接触者	61	60	98.4	—	—	2	3.3

- 注 1) 「結核患者」欄の率は、(B) / (A)
 2) 「潜在性結核感染症」欄の率は、(C) / (A)

表 3 接触者健康診断検査項目別実施状況 (令和 4 年度)

	検査項目				
	ツベルクリン 反応検査	IGRA 検査	胸部エックス 線検査	CT	喀痰検査等
総数(件)	1	137	20	5	2
患者家族(件)	1	72	16	4	2
接触者(件)	—	65	4	1	—

(2) 結核患者管理

ア. 結核患者発生状況

結核患者の発生状況は、表4及び図1のとおりである。なお、潜在性結核感染症は16名である。

結核患者及び潜在性結核感染症の医療費には公費負担が適応され、入院患者(同法37条)、通院患者(同法37条の2)の別に、表5のとおり支出している。

表4 結核発生状況

年	豊田市							愛知県			全国	
	人口	新登録患者数	うち外国人	罹患率	塗抹陽性罹患率	死亡数	死亡率	全登録者	罹患率	塗抹陽性罹患率	罹患率	塗抹陽性罹患率
30	425,828	52	14	12.2	4.0	5	1.2	105	13.2	4.5	12.3	4.6
元	426,142	34	10	8.0	1.4	1	0.2	100	11.5	3.4	11.5	4.1
2	423,084	40	15	9.5	4.5	1	0.2	86	10.5	3.2	10.1	3.7
3	420,022	28	8	6.7	1.7	2	0.5	67	10.5	3.2	9.2	3.3
4	418,009	36	7	8.6	1.9	1	0.2	64	—	—	—	—

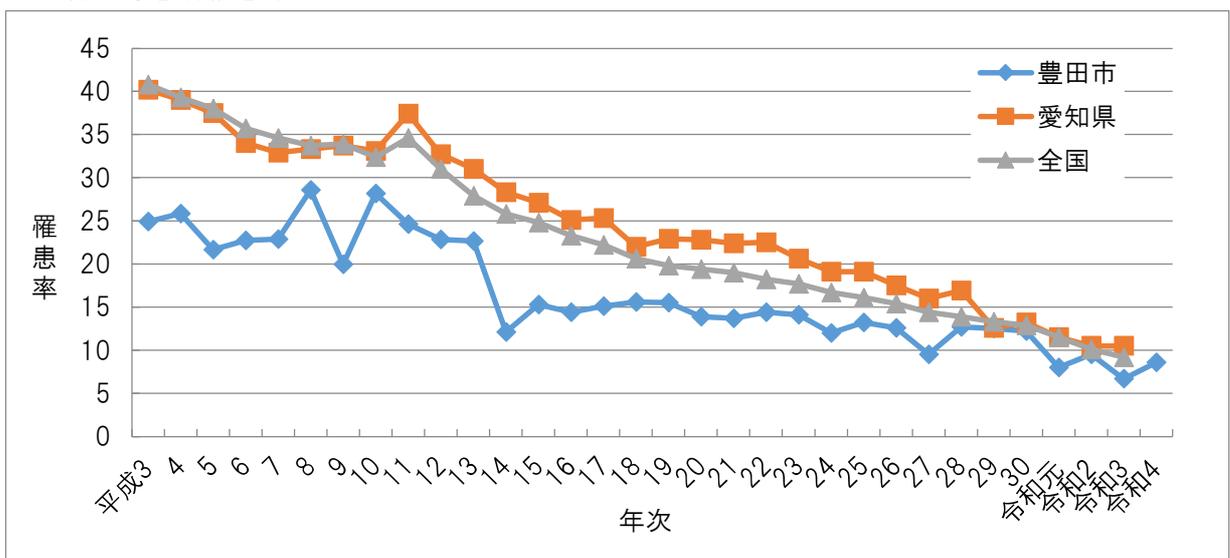
- 注 1)人口は毎年10月1日現在の推計人口である
 2)新登録患者数は潜在性結核感染症を除く数である
 3)「罹患率」及び「死亡率」は、各実数を人口10万対で除して算出した
 4)「死亡数」は、死因が結核死であった者を計上した
 5)愛知県は名古屋市を除く

表5 結核医療費(公費分)の内容

(令和4年度)

	支払基金		国保		後期高齢		合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
入院患者	10	965,934	3	236,139	27	1,891,013	40	3,093,086
通院患者	195	543,895	112	246,287	177	111,619	484	901,801

図1 新登録患者罹患率



注：平成17年からは合併後の罹患率

イ. 登録者の病状把握と精密検査

感染症法第 53 条の 13 の規定に基づき、結核治療終了後の経過観察者及び治療中断者等の登録者に対して、その再発防止を目的に胸部エックス線直接撮影等の精密検査を実施している。

表 6 精密検査実施状況 (令和 4 年度)

実施方法	精密検査		定期病状調査 3)	定期健康診断 4)	合計
	保健所健診 1)	医療機関 2)			
件数	11	54	21	6	92

- 注 1) 保健所健診：豊田地域医療センターで実施
 2) 医療機関：通院先の医療機関で実施
 3) 定期病状調査：医療機関等に対して患者の病状の照会を行い、精密検査の結果を確認
 4) 定期健康診断：職場健診や特定健康診断等の健診結果を確認

ウ. 訪問指導等

患者が結核の治療に対して積極的に向かうことができるよう、保健師による家庭訪問や面接で相談、助言等の支援を行った。また、家族等に対しては感染・発病から守るために疫学調査を行うと同時に、正しい情報を提供し、不安の軽減を図った。

表 7 保健指導の内容・方法別実施状況 (令和 4 年)

	家庭訪問	所内面接	電話相談	地域 D O T S		
				薬局	施設	訪問等
患者実人数	64	24	—	3	—	—
延べ数	282	80	459	6	—	—

注 患者の確実な服薬を支援するために、薬局や施設等の地域支援者の協力のもと、治療完遂に向けて服薬支援を実施。地域支援者の報告書から、服薬・受診状況を把握し、患者・家族への助言を行った。

D O T S とは、Directly Observed Treatment Short Course(直接服薬確認療法)のことで、支援者が服薬を見守り治療を支援する方法

(3) コッホ現象

コッホ現象とは結核の感染を受けている人に B C G 接種を行った場合に、接種部位を中心に起こる反応である。コッホ現象は結核の感染を疑い、医療機関からの届出に基づき、コッホ現象対応マニュアルに沿って精密検査を実施するが、令和 4 年度実績は 2 件であった。

◆ 定期の予防接種

予防接種法に基づき、集団予防を目的とした A 類疾病(ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b 感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B 型肝炎、ロタウイルス感染症)と、主に個人予防を目的とした B 類疾病(高齢者のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症)の予防接種を実施した。

また、令和 7 年 3 月 31 日までの 6 年間に限り、昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性を風しんの定期接種(風しん第 5 期)の対象者とし、抗体検査・予防接種を実施することとなった。

(1) A類疾病

ア. 予防接種率の推移

表1 予防接種率の推移（定期予防接種のみ）（単位：％）

年度	2	3	4
急性灰白髄炎（不活化ワクチン）	…	…	…
3種混合（第1期初回）	…	…	…
3種混合（第1期追加）	…	…	…
4種混合（第1期初回）	105.1	97.4	104.7
4種混合（第1期追加）	111.2	106.2	95.3
2種混合（第2期）	91.1	82.6	79.8

注：ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオのワクチンを合わせて「4種混合」、ジフテリア・百日せき・破傷風のワクチンを合わせて「3種混合」、ジフテリア・破傷風のワクチンを合わせて「2種混合」とする

：急性灰白髄炎及び3種混合については、4種混合への移行により対象者数の把握が困難なため計上しない

年度	2	3	4
麻しん風しん混合	第1期	97.2	96.9
	第2期	95.2	94.0

注：麻しん・風しんのワクチンを合わせて「麻しん風しん混合」とする

年度	2	3	4
日本脳炎（第1期初回）	102.1	83.9	104.8
日本脳炎（第1期追加）	91.2	42.4	137.9
日本脳炎（第2期）	89.7	20.4	133.3
BCG	106.2	95.2	104.7
子宮頸がん予防	9.9	28.0	8.8
水痘	100.8	99.9	94.2
B型肝炎	103.1	95.8	106.3

注：日本脳炎予防接種、子宮頸がん予防ワクチンの被接種者数に特例は含まない

：ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、算定方法が異なるため計上しない

：ロタウイルスワクチンについては、2種類のワクチンがありそれぞれの接種回数異なることから、分母となる接種対象者数を算出できないため計上しない

：接種率の算定において、分母となる接種対象人数を「当該年度の対象者数」としているため、統計上、被接種者数がこれを上回り100%を超過する場合があります

$$\text{接種率} = \frac{\text{当該年度の被接種者数}}{\text{当該年度の対象者数}} \times 100$$

○日本脳炎：厚生労働省の勧告により平成17年5月30日から日本脳炎予防接種の積極的勧奨の差し控えが行われたが、平成22年4月から3歳児に対して積極的勧奨を再開した。また、平成22年12月から、9歳から13歳未満の者において第1期(3回)が完了していない場合は、救済措置として未接種回数分を接種可能とした。(1期特例)。

平成23年5月から1期特例の対象を生後7歳6か月以降20歳未満に変更するとともに、第2期が完了していない者で、13歳以上20歳未満の者に対しても救済措置として

接種可能とした(2期特例)(いずれも平成7年6月生まれ以降の者に限る)。なお、平成25年4月からは、1期特例、2期特例ともに対象が、平成7年4月2日生まれ以降の20歳未満の者に変更になった。

平成25年度に限り、行政措置として平成5年度、6年度生まれの者に対しても接種機会の確保に努めた(2期特例のみ)。

令和3年度については、全国的なワクチンの供給不足により、国において優先接種対象者(令和3年度中に3歳になる第1期初回接種対象者等)が設定された。

○子宮頸がん予防ワクチン：厚生労働省の勧告により平成25年6月から子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の差し控えが行われたが、令和3年11月26日から積極的勧奨を再開した。また、公平な接種機会を確保する観点から、勧奨の差し控えにより接種機会を逃した平成9年度～平成17年度生まれの女性に対して令和4年4月1日～令和7年3月31日までの間、接種可能とする救済措置(キャッチアップ接種)が設定された。

イ. 令和4年度予防接種実施状況

表2 急性灰白髄炎(ポリオ)

		対象者数	被接種者数	接種率(%)
初回	1回目	…	—	…
	2回目	…	—	…
	3回目	…	—	…
追加		…	14	…
計		…	14	…

表3 3種混合(ジフテリア、破傷風、百日せき)

			対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期	初回	1回目	…	—	…
		2回目	…	—	…
		3回目	…	—	…
	追加		…	—	…
計			…	—	…

表4 4種混合(ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ)

			対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期	初回	1回目	2,799	2,952	105.5
		2回目	2,800	2,949	105.3
		3回目	2,795	2,886	103.3
	追加		2,791	2,660	95.3
計			11,185	11,447	102.3

表5 2種混合(ジフテリア、破傷風)

		対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期		…	—	…
第2期		3,915	3,124	79.8

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児) 第2期1人

表6 麻しん風しん混合

	対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期	2,949	2,937	99.6
第2期	3,612	3,383	93.7
計	6,561	6,320	96.3

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児) 第1期4人

表7 日本脳炎

			対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期	初回	1回目	3,150	3,275	104.0
		2回目	3,154	3,332	105.6
	追加接種		3,144	4,337	137.9
第2期			3,765	5,017	133.3
1期特例	初回	1回目	...	38	...
		2回目	...	43	...
	追加接種		...	74	...
2期特例			...	260	...
計			...	16,376	...

表8 BCG

対象者数	被接種者数	接種率(%)
2,794	2,924	104.7

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児) 1人

表9 子宮頸がん予防ワクチン

		対象者数	被接種者数	接種率(%)
1回目		8,079	789	9.8
2回目		8,079	743	9.2
3回目		8,079	607	7.5
特例	1回目	...	1,115	...
	2回目	...	988	...
	3回目	...	635	...
計		...	4,877	...

表10 ヒブワクチン

	対象者数	被接種者数
1回目	3,412	2,792
2回目	3,136	2,811
3回目	3,283	2,798
4回目	3,893	2,724
計	13,724	11,125

表11 小児用肺炎球菌ワクチン

	対象者数	被接種者数
1回目	3,443	2,794
2回目	3,202	2,814
3回目	3,201	2,806

4 回目	3, 879	2, 731
計	13, 725	11, 145

表 12 水痘

	対象者数	被接種者数	接種率 (%)
1 回目	2, 960	2, 939	99. 3
2 回目	2, 927	2, 604	89. 0
計	5, 887	5, 543	94. 2

注：(別掲) 予防接種法施行令第 1 条の 3 第 2 項に該当する者(長期療養児)

1 回目 1 人 2 回目 2 人

表 13 B 型肝炎

	対象者数	被接種者数	接種率 (%)
1 回目	2, 803	2, 987	106. 6
2 回目	2, 798	3, 003	107. 3
3 回目	2, 795	2, 931	104. 9
計	8, 396	8, 921	106. 3

注：(別掲) 予防接種法施行令第 1 条の 3 第 2 項に該当する者(長期療養児)

1 回目 1 人 2 回目 1 人 3 回目 2 人

表 14 ロタウイルスワクチン

		対象者数	被接種者数
ロタリックス	1 回目	…	1, 645
	2 回目	…	1, 646
ロタテック	1 回目	…	1, 112
	2 回目	…	1, 133
	3 回目	…	1, 107
計		…	6, 643

表 15 風しん第 5 期

対象者数	抗体検査件数	予防接種件数
42, 408	1, 313	304

注：接種期間 令和 4 年 2 月 1 日～令和 5 年 1 月 31 日

(2) B 類疾病

65 歳以上の者、60 歳以上 65 歳未満の者で心臓、腎臓又は呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい等を有するものに対して、インフルエンザ予防接種を実施した。また、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる者、60 歳以上 65 歳未満の者で心臓、腎臓又は呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい等を有する者に対して、高齢者用肺炎球菌ワクチン接種を実施した。

表 16 インフルエンザ

	対象者数	被接種者数	接種率 (%)
65 歳以上	101, 870	72, 373	71. 0
65 歳未満	150	113	75. 3
計	102, 020	72, 486	71. 1

注：接種期間 令和4年10月1日～令和5年1月31日

表17 高齢者用肺炎球菌

対象者数		被接種者数	接種率(%)
65歳以上	12,710	3,208	25.2
65歳未満	99	13	13.1
計	12,809	3,221	25.1

◆ 任意の予防接種

感染症の予防及びまん延を防止するために、ワクチンで防げる疾患に対し、任意予防接種の費用の一部助成を実施している。また、平成31年4月から医療行為により免疫を失った子の再接種費用の助成を実施している。令和4年4月から子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の差し控えにより定期接種を逃した方で、すでに自費で接種を受けた方に対して接種費用の償還払いを実施している。

(1) 豊田市風しん対策事業

表1

抗体検査	
対象者	以下の1から3のいずれかに該当する者 ^{注1)} 1 妊娠を希望する女性 2 妊娠を希望する女性の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）などの同居者（生活空間を同一にする頻度が高い者）、又は、風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者 3 30歳以上50歳未満の男性
助成金額	6,790円（自己負担なし）
助成回数	1回
検査人数	763人

注 1) いずれも、過去に風しん抗体検査を受けたことがある者、明らかに風しんの予防接種歴がある者、検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者若しくは定期予防接種対象者（昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性）は除く

ワクチン接種	
対象者	上記抗体検査を受け、抗体価が低いと確認できた者
ワクチンの種類	A 麻しん風しん混合ワクチン B 風しんワクチン
助成金額	A 5,000円 B 3,000円
助成回数	1回
被接種者数	麻しん風しん混合 402人 風しん 38人

(2) 豊田市麻しん対策事業

表2

抗体検査	
対象者	以下の1及び2に該当する者 1 1歳以上の者 2 予防接種法に基づく定期予防接種対象者、麻しん既往歴がある者及び既に麻しんの予防接種（定期任意問わず）を2回接種したものを除く

助成金額	2,650円（診療報酬に準ずる検査実施料・判断料を含む）
助成回数	1回
検査人数	581人

ワクチン接種	
対象者	原則、上記抗体検査を受け、医師により予防接種が必要と判断された者
ワクチンの種類	A 麻しん風しん混合ワクチン B 麻しんワクチン
助成金額	A 5,000円 B 3,000円
助成回数	1回
被接種者数	麻しん風しん混合 92人 麻しん 9人

(3) 豊田市任意予防接種費用助成事業

表 3

	対象者	助成金額	助成回数	被接種者数
おたふくかぜ	1歳以上小学校就学前 (平成28年4月2日生以降の子)	2,000円	1回	2,930

(4) 豊田市特別の理由による任意予防接種費用助成事業

表 4

助成人数	2
------	---

(5) 子宮頸がん予防ワクチン自費接種者への償還払い

表 5

助成人数	36
------	----

◆ 環境衛生

衛生の確保が必要な施設について、営業の許可、変更、廃止等の届出を受理するとともに、立入検査を行い、構造設備に関して必要な措置を命ずるなど各施設の衛生保持等について監視指導を行っている。

また、健康被害を未然に防止するため、家庭用品の化学物質の検査を実施している。

(1) 環境衛生関係営業施設の衛生

環境衛生関係営業施設については、旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づき、各施設の衛生保持や自主管理状況等について監視指導を行った。

表 1 営業施設及び監視状況

(令和4年度末現在)

	総数	旅館	公衆浴場	興行場	理容所	美容所	クリーニング所 (取次所含む)
施設数	1245	89	51	9	312	612	172
監視延べ件数	205	20	13	3	54	104	11

(2) 特定建築物の衛生

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、店舗、事務所等で多数の者が利用し、その維持管理について衛生の確保が特に必要な施設について、監視指導を行った。

表2 特定建築物施設及び監視状況

(令和4年度末現在)

	総数	興行場	店舗	事務所	学校	旅館	その他の特定建築
施設数	158	2	36	89	4	13	14
監視延べ件数	26	1	10	8	1	3	3

(3) 墓地・火葬場・納骨堂

墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、火葬場及び納骨堂の経営許可等にあたって、公衆衛生、その他公共の福祉の見地から管理運営が支障なく行われるよう指導を行った。

表3 墓地、火葬場及び納骨堂の状況

(令和4年度末現在)

	墓地	火葬場	納骨堂
施設数	3631	1	17

(4) 古瀬間聖苑利用実績

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、死体、体の一部等の火葬を行った。

表4 古瀬間聖苑火葬件数

年度		30	元	2	3	4
合計		3,637	3,694	3,790	4,026	4,434
豊田市	大人	3,013	3,043	3,157	3,333	3,702
	子ども	10	6	6	10	3
	その他 2)	94	89	87	78	81
みよし市	大人	341	349	364	402	398
	子ども	—	—	3	—	1
	その他 2)	12	12	17	9	4
圏域外 1)	大人	142	168	150	188	237
	子ども	5	1	—	2	3
	その他 2)	20	26	6	4	5

資料：福祉部 総務監査課

注 1) 圏域外とは、豊田市及びみよし市以外の市町村をいう

2) その他とは、身体の一部、死産児、胞衣、産汚物等をいう

(5) 水道施設

水道法に基づく専用水道及び簡易専用水道に対し、衛生的で安全な飲用水が供給されるよう、適正な維持管理について指導した。

表5 水道施設の現状及び監視指導状況

(令和4年度末現在)

	総数	専用水道	簡易専用水道
施設数	641	19	622
監視延べ件数	12	1	11

(6) プールの衛生

愛知県プール条例に基づいて、プールにおける公衆衛生を保持するため、その設置及び維持管理の適正を図るよう、監視指導を行った。

表6 プール設置状況及び監視状況

(令和4年度末現在)

	総数	学校	営業用	その他
施設数	130(19)	109(1)	19(16)	2(1)
監視延べ件数	66	53	13	—

注：()内は、通年プール施設数の再掲

(7) 温泉

温泉利用の適正を図るため、温泉法に基づき温泉を利用している施設(公衆浴場、旅館業等)の指導を行った。

表7 温泉の状況 (令和4年度末現在)

温泉利用施設数	23
監視延べ件数	4

(8) 家庭用品

上着、下着等の繊維製品、洗剤などの家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止し、安全性の確保を図るため、家庭用品の試買試験検査を実施した。

表8 検査の状況 (令和4年度)

検査数	12
基準違反件数	—

◆ 住環境衛生

住宅構造の気密化や生活様式の変化に伴う、刺咬被害・アレルギーの原因であるダニ等の発生やホルムアルデヒド等各種化学物質による室内環境汚染についての相談を受けている。

衛生害虫の駆除については、発生源への対策や殺虫剤の使用方法等について住民への啓発を行っている。

住環境衛生に対する相談：326件